

令和6年7月定例教育委員会 会議録

7月定例教育委員会を令和6年7月17日（水）午後1時30分 市役所203会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 渡邊智治 委員 小倉志保 委員 堀 美鈴
委員 木澤和子 委員 野副紫をん 委員 吉野孝博

事務局 中村教育部長

【学校教育課】 西村課長 鈴木主幹 山田統括主査
黒木指導主事 酒井指導主事

【文化推進課】 大黒課長

【スポーツ交流課】 坂野課長

【歴史まちづくり課】 加藤課長

記録者 学校教育課 山田

傍聴者 4社（5名）

◆次 第

- 1 開会
 - 2 教育長報告
(前回会議録の承認)
 - 3 付議事件の審議
 - 第27号議案 犬山市部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について
 - 第28号議案 犬山市伝統的建造物保存委員会委員の委嘱について
 - 第29号議案 史跡東之宮古墳整備委員会委員の委嘱について
 - 4 通信及び請願
 - 5 協議・連絡
 - (1) 後援名義使用承認に関する報告
 - (2) 8月・9月行事予定表について
 - (3) 令和6年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
 - (4) 令和7年度使用小中学校用教科用図書について
 - (5) 令和6年度犬山市民文化会館自主事業について
 - (6) 議会の議決を経るべき事件
 - (7) いじめ防止に向けて
 - 6 自由討議
 - 7 その他
 - 8 閉会
-

◆議事内容

	開 会
教 育 長:	ただ今より 7 月定例教育委員会を開催します。
	教育長報告
教 育 長:	<p>皆さんこんにちは。当初予定していた 7 月 26 日に急遽臨時市議会が入った関係で、無理をお願いして本日の開催となりました。委員の皆様には大変ご迷惑をおかけしたことを改めてお詫び申し上げたいと思います。梅雨が明けきらぬ中でありますけれども、定例会にご出席をいただきましてありがとうございます。</p> <p>犬山では、先週の 13 日から既に夏休みに入っている状況です。近隣の市町は今週の金曜日に 1 学期の終業式を予定しています。この 1 週間のずれですが、保護者の方々には様々な面でご負担をおかけすることは承知していますが、子どもたち、あるいは先生方の精神的、肉体的な負担を軽減させることができ、安心安全が確保できているのではないかと考えています。</p> <p>中学校の部活動については、一部で準決勝、決勝という場面がまだ残されていますが、多くは管内大会がほぼ終わり、子どもたちも多くの場面で頑張ってくれた姿が見られたようです。中学校の部活動につきましては、全国の大会の持ち方について見直しが行われており、高校でも甲子園の地方大会の運営について改善策が講じられようとしています。今後中学校の部活動については土日のあり方を中心に見直しが行われ、スムーズに地域移行が行われるよう準備を進めなくてはならないと考えているところです。今後、定例教の場でも度々ご協議をいただくことになると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日久々に傍聴の方が来ていらっしゃいます。一時期全国学力テストに参加するかしないかということが盛んに定例教の場で議論されましたが、その折には部屋に入らないほどマスコミ関係の方が傍聴されていました。今日はおそらく教科書の採択についてだと思われそうですが、多くの市町では非公開で行われているケースが多いです。私も今回傍聴についてどうするか相談を受けましたが、何も秘密にすることはなく、犬山では公明正大にきちっと手続きを経て教科書採択の事務を進めているということを証明させていただくためにも、見ていただくところは見ていただこうと思います。ただし、お渡しできる資料とお渡しできない資料がありますので、この辺りはご来場の皆様方もご理解いただきたいと思います。</p> <p>それでは、付議事件の審議に入ります。</p>
	第 27 号議案
教 育 長:	第 27 号議案「犬山市部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
西村課長:	この委員会は、教育委員会の諮問により、中学校における休日の部活

	<p>動について、地域移行に関する国の提言等を踏まえ、生徒にとって望ましい部活動の在り方、部活動の地域移行について審議するために設置され、教育委員会が委員を委嘱するものです。任期は審議期間とし、委員は案のとおりです。今年度は8月、12月、2月と、3回委員会を開催する予定です。</p>
教 育 長:	<p>今回は委員委嘱についての提案です。この部活動の地域移行は土日についてで、平日はこれまでどおり学校で暫くはやります。土日の部活動については、既にソフトボール部は合同で実施しています。今年の9月以降実現可能な部活動は積極的に合同部活動を進めていただき、1年後の9月には、全ての部活動で合同部活動をしていただく。また、可能な部活動については教員が手を引いて指導員のみでご指導をいただくような体制を作っていきたい。そして目標としている令和8年9月からは、全ての部活動について地域移行を完了したいということで、今進めておりました、そのためにご協議をいただく委員の方々の委嘱です。</p> <p>ご意見ご質問はありますか。</p> <p>では、第27号議案「犬山市部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。</p>
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて第28号議案の審議に入ります。</p>
教 育 長:	<p style="text-align: center;">第28号議案</p> <p>第28号議案「犬山市伝統的建造物保存委員会委員の委嘱について」、事務局お願いします。</p>
加藤課長:	<p>この委員会は伝統的建造物及び伝統的建造物群の保存及び修理に関する事項について調査及び審議するために設置され、教育委員会が委嘱するものです。今回は任期満了に伴い改めて委嘱するもので、委員7名のうち6名は継続、関係行政団体職員の1名は人事異動に伴い新規となります。任期は2年で、会議は年2回程度を予定しています。</p>
教 育 長:	<p>伝統的な建造物を維持管理していただくため、どういう建物に対してどんな手を打つかというようなことを協議いただく委員の皆様です。</p> <p>ご意見ご質問ありますか。</p> <p>では、第28号議案「犬山市伝統的建造物保存委員会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。</p>
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて第29号議案の審議に入ります。</p>
教 育 長:	<p style="text-align: center;">第29号議案</p> <p>第29号議案「史跡東之宮古墳整備委員会委員の委嘱について」、事務局お願いします。</p>
加藤課長:	<p>この委員会は、史跡東之宮古墳の適切な保存及び活用を図るための調</p>

	査等に関する事項について審議するために設置され、教育委員会が委嘱するものです。今回は任期満了に伴い改めて委嘱するもので、6名全てが継続です。任期は2年、会議は年1回程度を予定しています。
教育長:	ご意見ご質問ありますか。 では、第29号議案「史跡東之宮古墳整備委員会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	通信及び請願
教育長:	通信及び請願はありますか。
事務局:	ありません。
	協議・連絡
教育長:	協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。
大黒課長:	令和6年6月12日から7月5日までに承認した事業は16件ありました。新規事業3件、継続事業13件です。新規事業のみ説明させていただきます。 No.1、一般社団法人愛知県設備設計監理協会が主催する50周年記念イベントの『夢絵コンテスト』です。こちらは、県内在住の小学生を対象に開催するもので、愛知県教育委員会を始め、県内他市の教育委員会も後援名義を出しています。 続いてNo.7、一般社団法人犬山青年会議所が主催する「第43回全国城下町シンポジウム犬山大会」です。今年の8月に3日間行われるものですが、一般向けには、8月24日にフロイデを中心に開催されます。 続いてNo.11、後藤田恭子バレエスタジオが主催する「後藤田恭子バレエスタジオ第25回記念発表会」です。このバレエスタジオは小牧市を中心に活動していますが、今回小牧市市民会館が改装中のため、犬山市で開催されるものです。こちらのバレエスタジオには犬山市民も関わっているということで、後援させていただきました。
教育長:	「第43回全国城下町シンポジウム犬山大会」ですが、参加費が500円から5,000円とかなり幅が広いですね。
大黒課長:	会費は青年会議所の会員向けのものです。23日と25日が会員に向けて有料で開催され、一般の方に向けては24日を中心に無料で開催されます。
教育長:	無料で開催されるものの後援ということですね。
大黒課長:	そうです。
教育長:	他はよろしいですか。では次へいきたいと思います。 「8月・9月行事予定表について」、事務局お願いします。
黒木指導主事:	8月は、25日に城東小学校で行われる「城東コミュニティークリーンキャンペーン」が新たに追加されています。10日から16日は閉校

	<p>日となっています。19日から26日のところで10校の学校が出校日を設定しています。</p> <p>9月は2日から授業が開始されます。26日から楽田小学校を皮切りに後期の学校訪問が始まりますので、よろしくお願ひします。9月から学校では土曜日に行事も始まりますので、ご確認をよろしくお願ひいたします。</p>
教 育 長:	<p>何かご意見ご質問ありますか。よろしいですか。</p> <p>次に「令和6年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について」、事務局お願ひします。</p>
大黒課長:	<p>要保護及び準要保護というのは、要保護が生活保護レベルの方、準要保護が生活保護に準ずる世帯の方ということです。4月から申請が始まり、申請数は268世帯で児童生徒386名、そのうち認定させていただいたのは241世帯の351名、不認定は20世帯で26名です。これは所得超過という理由です。審査保留の7世帯9名につきましては、申請書類の不足や確認を継続しているところで、引き続き審査対象となっています。小・中学校別の状況は表のとおりです。</p>
教 育 長:	<p>要保護というのは、生活費全般を家庭に支給するので、その中には給食費も学年費等も含まれています。準要保護というのは、給食費と学年費について補助をするということです。</p>
大黒課長:	<p>はい。要保護の方は国庫補助対象となりますが、準要保護の方は市単独の補助です。</p>
教 育 長:	<p>要保護というのは生活費そのものを保護していただける、準要保護というのは給食費と学年費等の一部が補助されているわけですね。このあたり、サーッと説明してしまっているのも、もしわからないことがあったら聞いてください。</p>
堀 委 員:	<p>不認定数が20世帯ありますが、これは大抵所得が多いということですか。</p>
大黒課長:	<p>そうです。世帯の所得超過です。</p>
堀 委 員:	<p>それ以外の理由はありますか。</p>
大黒課長:	<p>ありません。</p>
教 育 長:	<p>他よろしいでしょうか。</p> <p>では「令和7年度使用小中学校用教科用図書について」、事務局お願ひします。</p>
鈴木主幹:	<p>資料は、尾張西部教科用図書採択地区協議会において進められた、令和7年度に使用するための中学校の教科用図書の調査研究の内容を表記しています。左側の縦軸にある「1 学習指導要領との関連」、「2 あいちの教育の基本理念との関連」、「3 内容」として「(1) 内容の選択」、「(2) 内容の程度」、「(3) 内容の構成」、「4 表記・表現及び使用上の便宜等」、「5 印刷・造本等」の5つの観点で調査研究が進められました。横軸の一番上には、今回採択するにあたっての</p>

発行者の名前が入っています。例えば、国語では東京書籍株式会社、株式会社三省堂、教育出版株式会社、光村図書出版株式会社の4社の中から1点を採択するという調査が進められています。内容に関しては、細かいものが書かれていますのでそれぞれで見ていただくこととし、どの教科にどんな会社の教科書が上まっているかを確認していただきたいと思います。

国語と書写は、今申し上げた4社の発行者が入っています。

社会科には地理、歴史、公民、地図があります。地理は東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版の4社。歴史が非常に多くて、東京書籍、教育出版、帝国書院、山川出版社、日本文教出版、自由社、育鵬社、学び舎、令和書籍の9社。公民は東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版、自由社、育鵬社の6社。地図は東京書籍と、帝国書院の2社。社会科はとても多くの発行者のものを調査研究しました。

数学は東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、啓林館、数研出版、日本文教出版の7社。

理科は東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、啓林館の5社。

音楽には一般と器楽の2つがありますが、どちらも教育出版と教育芸術社の2社。

美術は開隆堂、光村図書、日本文教出版の3社。

保健体育は東京書籍、大日本図書、大修館書店、学研の4社。

技術と家庭は、東京書籍、教育図書、開隆堂の3社。

英語は東京書籍、開隆堂、三省堂、教育出版、光村図書、啓林館の6社。

道徳は東京書籍、教育出版、光村図書、日本文教出版、学研、あかつき、日本教科書の7社。

なお、出版社の表記は発行者の番号順となっていますので、選定結果や優先順位とは無関係です。今後この資料を基に、犬山市の教育委員会の会議で議決をしていくこととなりますので、本日は資料のご紹介のみとさせていただきます。また、3階の学校教育課の通路には見本が展示されています。この後お立ち寄りいただき、手にとって中身を見ていただきますよう、よろしく願いいたします。

教育長： 教育委員会の職務権限が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条に19項目に亘って書かれていますが、中でも教職員の人事、教科書の採択、教職員の研修の3つは非常に重要な3本柱だといわれています。従いまして、今日のこと非常に重要な事柄ですから、今日資料をお渡してここで決めますというのはちょっと無理があると思います。こういった資料を基に、委員の皆様方には実際に見本の教科書を手にとってご覧いただき、その上で、改めて期限内に採択をしていただく予定であります。

教科書採択に関わる基本的なことで、何かご意見やご質問、ご要望等

	があれば、この場でお聞きしたいと思います。
小倉委員:	新しい教科書は、先生たちや一般の市民の方も公開されて見ることはできるのでしょうか。
鈴木主幹:	教科書の見本は各地区の展示場が設定され、6月1日から28日間公開されていました。この辺で一番近いのは江南市立図書館で、展示されてご意見をいただくということで、実際にご意見の投函もされていました。ご意見の中で市民の方の関心がとても高いと思われたのは、歴史の教科書に関するものです。一宮の方でも市民の方がご覧になり、こういう図書をぜひ教科用図書に使って欲しいというご意見が書かれていました。
教育長:	<p>犬山市教育委員会に各教科書会社から5セット見本が届きましたので、市内の4中学校には全部配りました。従って現場の先生方は、実際にここに書かれた教科書を全て見ていただける状況になっています。犬山市役所の学校教育課から301会議室へ行く左手の壁際には残りの1部を全部展示して、自由にご覧いただけるようになっています。</p> <p>教科書採択というのは、この資料を作るのに非常に人間の数も時間もかかります。犬山市単独でやろうと思ったら通常の教育活動が停滞してしまう可能性がありますので、尾張西部という広い範囲で採択するようにしています。尾張西部というのは丹葉と一宮と稲沢です。この3地区から全ての教科について各5～8名ぐらいの人数が出て、全ての教科書に目を通してそれぞれの教科書の特徴を拾い上げたのが、この資料です。実際に教科書を調べた先生方にとってみれば、ここの教科書面白いねとか、この教科書いいねとかあると思いますが、これは全く個人の感想なので、最終的には選定委員会でこれがいいんじゃないかという候補の順番を挙げます。それを基にそれぞれの市町で決定することになりますが、犬山だけ他の市町とは違うものを使いたいなら使えないことはないです。ただ、その教科書は犬山市負担となります。尾張西部で採択した教科書を使うなら無償配布です。毎回こういう会が終わった後には採択の範囲を替えますか、例えば極端な話犬山だけでやりますかというアンケートがありまして、それについてはこれまでどおりの尾張西部という範囲でやっていただきたいと回答してあります。</p>
堀委員:	先生方の意見はどのように反映されますか。
教育長:	学校現場の先生方のご意見は何か聞いていますか。
鈴木主幹:	先生方には見本が配られて中を見ていただくのですが、使いやすさよりも、こういう教科書が数ある教科書の中から選定されているんだということがメインで伝えられます。この教科書がいいと先生方が直接いうわけではありません。
教育長:	そういう声があれば、それが直接反映できるかどうかは別ですが、現場からはこんな意見がありましたということをお伝えすることは不可能ではありません。先生方には、ご覧いただいておりますお気づきになったこと

	<p>感じたことについてはここへ寄せていただき、しかる場でお伝えできたらいいと思います。</p>
渡邊委員:	<p>江南市立図書館に見に行ってきました。今使っている教科書と比べると、年々子どもたちが家で勉強しやすくなっているのを感じます。例えば、QRコードで英語では音声を聞けたり、社会や理科では動画があったり、音楽とかも言い出したらきりはありませんが、今の子どもたちはいいなど、どの教材どの教科書を見ても思います。そこを含めて上手く活用できるような家での勉強の仕方があるといいなどいつも思います。あとは、デジタル教科書になっていくので、先生側の使い方と子どもたちが家でも使えるような使い方をどう伝えていくのかが必要だと思えます。</p>
教育長:	<p>教科書は学校だけで使うのではなく、家庭学習にも活用されるような形に次第に進化しています。だから学校が子どもたちに、あるいは保護者に働きかけをして、もっと家庭でも活用していただけるような使い方をしていくといいなどというご意見だったと思います。参考にさせていただきたいと思えます。</p>
吉野委員:	<p>デジタル教科書との関連性とか、指導要領とか先生方の使いやすさの観点での評価はないのでしょうか。見ていくと、項目としてはないけれど、そういう文言が散りばめられているという認識で。</p>
教育長:	<p>言葉で表現はしてあるのですが、数字が出ていないので分かりにくいと思えます。例えば、違いがちょっとわかりづらいかもかもしれませんが「内容について配慮されている」という書き方があれば「内容については十分配慮されている」、この辺りに多分違いを表現しているんだろうと思えます。</p>
鈴木主幹:	<p>実際に見ていただくと分かると思えますが、教科書はこういうことをメインにやっていますというところが出ていますので、各教科書会社が特に力を入れている点の方が分かりやすいようにということで研究調査は進めています。だからマイナスを見つけるのではなく、それぞれの教科書会社の良いところ、中でも特にこの地域の子どもたちに使いやすいとか先生方がより扱いやすいのではないかとこのところがちりばめてあるという意味で読み解いていくと、なんとなくこれが良さげかなというのが分かると思えます。先ほどお話にあったように、今の教科書を見ていただくと、昔は知識がいっぱい詰め込まれていましたが、QRコードで動画に繋がったり、より広い学びが自分の力で展開できるような工夫がかなりされています。ただ単に一問一答で答えられるようにするのではなく、このことについて自分なりの考えをまとめてみようとか、思考力・判断力・表現力をどの教科書会社も章末や最後はかなり組み込んでいて、本当にいろいろ活用できるなどということは思えます。</p>
教育長:	<p>デジタル教科書のことが今少し出ましたが、デジタル教科書は高額なのでなかなか見本がくることはありません。実際に採択した後はデジタ</p>

	ル教科書を各学校にそれぞれ1セット配布することはありますが、活用はされていても教科書とはそれほど直結していません。先生方もかつての黒板にチョークで何かを書いたりする授業よりも、デジタル教科書を活用しながら進めていくという授業作りが中心になっている場面が多いなと思いますし、おそらく学校現場も教科書が変わればそれに合わせたデジタル教科書を用意して欲しいという要望が出てくるでしょう。教育委員会としてもその準備は進めているつもりです。
野副委員:	各出版元がどんなところを強調し、どこに重点を置いてどこを売り込みたいかというような部分は先生方が取り上げてまとめてくださっているとありますが、項目に分けてしまうことで特徴が分かりにくいというところもあります。この会社はここにすごく重点を置いていますというデータもあると、判断しやすいのではないかと思います。
教育長:	簡潔に良さが書かれたもの、足りない部分が書かれたものがあるということですね。
野副委員:	そうですね。これだけの情報をなかなかインプットできないので、せっかくなさデータがあるのにもったいないと思います。だからもう少し端的にまとめていただくものと、出版元が何を売り込みたいかというところがスポットとつかめると、全体のイメージが持ちやすいのではないかと思います。
教育長:	出版社の意図はここには書いてないですね。あくまでも客観的に、平等に全てを見てくださいという、多分そういうことだと思います。
野副委員:	出版元のプレゼンとかは別にないんですよね。
鈴木主幹:	ありません。
木澤委員:	江南市立図書館で展示されたとおっしゃいましたが、どこでどのような周知をされましたか。
鈴木主幹:	県のホームページです。市の方でも広報すればよかったのですが、第1回の会議等があったときはもう5月終盤過ぎておりましたので。
木澤委員:	そうでしたか。一般の方も教科書に関心がある方は見たいと思うので、見過ごしてしまっているとしたらもったいなかったかなと思いました。今回良い機会をいただいたので、拝見して検討させてもらえたらありがたいと思います。
教育長:	言われてみれば、保護者の方々に見ていただくことはできなくはないです。そこまでちょっと目がいきませんでした。もっといろいろな方に広報する場をこれから作っていきたいと思います。
堀委員:	現場の先生の声というのは、やっぱりすごく大事なような気がします。意見をもっと取り入れてくださるとおっしゃったので、お願いします。
小倉委員:	パソコンを毎日持って帰って家使いできる学校もあるし、学校に置きっぱなしにしてある学校もありますよね。なおかつ、教科書は重たいので置き勉になっていて、良い教科書を持っていても家で開くことはまずな

	<p>くて、例えば自分が今日は国語を勉強したいと思ったらそれを持ち帰って勉強するのでしょうか、しない子が多いんじゃないかと思います。せっかくの教科書がもったいないなというのが正直な気持ちです。QRコード等がどの教科書にも最近出てきて、もし今勉強している単元のところをピッとやって家に持ち帰って復習ができるようであれば、一番荷物が軽くて教科書が活かされた使い方ができるのではないかと思います。</p>
教育長:	<p>教科書をいかに使うか、タブレットをいかに使うかというヒントですね。教科書は最近紙の質も良く盤も大きくなって重たいので、学校に置くことを禁止していません。ならば、タブレットに撮って家で復習ができるような場面があってもいいんじゃないかという提案ですので、学校現場にもこういったご意見が教育委員会であったということは伝えたいと思います。</p>
野副委員:	<p>大学生だと教科書をiPadで撮って、重いテキストを持ち運ばなくてもタブレットで全部読むということをやっています。なので、QRコードのような仕組みがなくても、自前でデジタル教科書を作っています。</p>
教育長:	<p>僕らが知らないだけで頻繁に子どもたちは教科書をタブレットに入れて、持ち運びしなくてもいいような環境を作っているのかもしれないですね。</p>
小倉委員:	<p>自分の子どもは各単元をアイコンで落としてきて、それを見ながら勉強しています。</p>
教育長:	<p>ただ、教科書を撮って使うことが合法か違法じゃないかということは検討させてください。</p>
小倉委員:	<p>自分で撮っているのではなくて、この単元の勉強はこのフォルダーから勉強しなさいというように先生がオリジナルで作ってくださって。</p>
教育長:	<p>教科書じゃなくてオリジナルで作っているのですか。</p>
小倉委員:	<p>教科書じゃないと思います。</p>
教育長:	<p>それは立派な先生ですね。教科書や既製の物を撮って別で活用することは著作権の問題に触れる可能性があるので気をつけなければいけません。オリジナルの教材であれば全然問題ありません。</p>
野副委員:	<p>自分で撮って自分で勉強するだけということはセーフらしいです。それを配布するのは「著作権」ということで法的にアウトです。</p>
教育長:	<p>いろんな考えがありますが、法に触れるような行為を教員が率先してやっていると問題になりますので、問題にならないような形で上手いこと教科書を使う、上手いことタブレットを使う、そして学校だけではなくて家庭でも学習ができるような環境を整えてあげることが大事じゃないかということです。</p> <p>かつては「教科書で」学ぶと、あくまでも教科書は手段であるというような捉え方をしていました。私は、教科書は最もエキスが詰まった参考書だとも思っています。あれほど考えて作られたものはない。だから</p>

	<p>「教科書を」学ぶ場面があってもいいと個人的には思っています。ただし全ての授業が「教科書を」学ぶであれば、教科書さえあれば先生も要りませんよね。だから、もちろん授業そのものは「教科書で」学ぶのですが、自分が学習する場面において「教科書を」学ぶ場面があってもいいし、もっと教科書を大事にしないといけないという授業も、実際には見えて思うことがあります。教科書はそれなりの立派な教材だと私は思っています。大事にしたいと思います。</p> <p>他にどうですか。</p> <p>この後犬山市教育委員会としての意思統一をするまでには期間がややありますので、実際に3階の教科書を手にとってご覧になってください。その上で、最終的に犬山市教育委員会としてどの教科書をとという採決をしたいと思えます。今日は教科書会社の方がたくさん見えて、いっぱいおっしゃりたいことがあるのではないかと思います。ここではご意見をお聞きすることはできません。何かあれば誰かにお話を伝えていただければと思います。今日はここまで議論をさせていただきましたので、次回この続きはやらせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>では次に「令和6年度犬山市民文化会館自主事業について」、事務局お願いいたします。</p>
大黒課長：	<p>新型コロナウイルスの影響で令和2年度以降自主公演の開催を控えていましたが、コロナも落ち着きましたので文化活動を再開したいと思います。今年度の事業が決まりましたのでご報告します。</p> <p>子ども向けの催事として、10月14日に「音楽の絵本～グリージー～」を開催します。着ぐるみの中には一流の演奏家が入っています。一般向けとしては、年明けの3月15日に由紀さおりさんと安田祥子さんのコンサートを予定しています。</p> <p>地域の文化芸術の満足度に関するアンケートでは、「市内で十分満たされている」が3%という非常に低い結果でした。こうした機会を設けることによって市民の方の満足度を高めていきたいと思えますので、ぜひ皆さんもお時間あったらご参加をお願いいたします。</p>
教育長：	<p>ご意見ご質問おありでしょうか。よろしいですか。</p> <p>では「議会の議決を経るべき事件について」、事務局お願いいたします。</p>
	<非公開>
教育長：	非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。
	<p>「いじめ防止に向けて」</p> <p>報告事案及びこれまでの継続事案のその後について説明後、以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動については、加害者が逆に攻撃されることはないか心配だ。 ・部活は「やめた」のか、トラブルで「やめさせられた」状況なのかが気になる。今後もう一度やりたいとなった場合、部活動にまた入れて

	<p>あげることも考えてもらえるといい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人に対して2人の子たちがやったいじめは、加害者が3人4人となると今のいじめの構図になる。今はたくさん人間が1人の人間をいじめるので、被害者は慰めてもらう相手がいない。だからこういう構図に発展しないように気をつけたい。 ・加害者は、先生方の指導がこたえてないのではないか。自分が今までしてきたことを反省し改めようというような心を揺さぶる指導をしてもらわないと、度々こういったことは起こりうると感じる。人間関係については、気をつけて継続的に見ていただきたい。
	自由討議
教育長:	自由討議に移ります。発言ありませんか。
事務局:	ありません。
	その他
教育長:	何かありますか。事務局お願いします。
事務局:	7月25日、10時から11時半まで4階の401会議室で総合教育会議を開催します。企画広報課から出席の依頼文を預かっていますので、この場でお配りさせていただきます。「子どもの体力向上とスポーツ活動の充実」をテーマに、市長と懇談していただきます。総合教育会議は、今のところ第2回までが予定されています。2回目以降の日程につきましては、今後調整をさせていただくと聞いていますので、出席をよろしく願いいたします。また、7月25日の総合教育会議が終わった後には臨時教育委員会を開催し、教科書採択のご判断をいただきたいと予定しておりますので、併せてよろしく願いいたします。
教育長:	総合教育会議にあたって、例えば、体力テストの結果を資料として出すような要望はありませんでしたか。
西村課長:	犬山市の児童生徒の状況に関する資料提供の依頼が来ています。
教育長:	何もなくて話し合うのは難しいので、単に去年のものだけでなく、ここ3年から5年ぐらいの資料があると良いかもしれませんね。
西村課長:	はい。
教育長:	<p>そういった依頼がありましたので、また事前に多分資料が届くと思います。ご覧いただいて気づいた点があったら、当日お伺いしたいと思います。</p> <p>では、今お話がありました7月25日の総合教育会議が終わったところで、教科書について最終的に採択のご承認をいただくような場面を作っていきたいと思っておりますので、実際教科書を手にとっていただいて、当日を迎えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
	閉会
教育長:	これもちまして、7月定例教育委員会を終了（15：00）させていただきます。

【次回開催】 臨時教育委員会 7月25日（木）総合教育会議終了後 401会議室
定例教育委員会 8月19日（月）10時 401会議室